

東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）

様式第1号（第3条関係）

書類提出日を記入してください。

令和2年 4月 1日

東京都労働相談情報センター 所長 殿

所在地及び名称は登記簿どおりに記載し、
代表者印（会社実印）を押印してください。

<個人事業主の場合>

- ・「企業等の所在地」：個人事務所の住所を記載
- ・「企業等の名称」：個人事務所名を記載
- ・「代表者職・氏名」：個人事務所の代表者の個人名のみを記載
- ・「印」：印を押印

(企業等の所在地) 東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号
(企業等の名称) 株式会社〇〇〇〇
(代表者職・氏名) 代表取締役 東京 太郎

印

申 請 書

新型コロナウイルス感染症に関する事由で、東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）を申請します。

1 企業等の概要	
業 種	卸売, 小売業
労働者数	60人 (内訳: 男性 30人 女性 30人)
うち常用労働者数	45人 (内訳: 男性 25人 女性 20人)
うち非正規労働者数	30人 (内訳: 男性 15人 女性 15人)
2 本申請に係る連絡先及び派遣先	
所属部署名	総務部人事課
職・担当者氏名	人事課長 〇〇 〇〇
電話/FAX番号	(電話) 03-0000-0000 (090-0000-0000) (FAX) 03-0000-0000
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇. 〇〇. 〇〇
派遣先所在地(都内)	東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号 (本社)

連絡先には、企業等の連絡先のほか、休業中の場合でも連絡可能な番号（携帯電話番号等）の記入もお願いします。

派遣先所在地に、店名・屋号がある場合は記入してください。

東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）の申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

- 都内で事業を営んでいること。
- 常時雇用する労働者の数が300人以上であること。
- 常時雇用する労働者がいること。
- 暴力団員等（東京都暴力団排除団員及び同条第4号に規定する者。）及び法人その他の団体の役員等に該当する者でないこと。

・「労働者数」には、企業等の従業員総数を記入してください。（登録型派遣労働者は除きます。また、会社役員、個人事業主等の使用者は含みません。）※「うち常用労働者数」と「うち非正規労働者数」の合計ではありません。

・「うち常用労働者数」には、下記①～③に該当する人数を記入してください。（登録型派遣労働者は除きます。非正規労働者の方でも、下記に該当すれば常用労働者数に含めてください。）

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- ③ 日々雇用契約が更新される労働者の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

・「うち非正規労働者数」には、契約社員、パート、アルバイト等正社員以外の雇用形態の方の人数を記入してください。（登録型派遣労働者は除きます。）

【確認】（該当する場合には、□欄

- 東京都働きやすい職場環境づくり（定）がある。（奨励を受けた（される場合は、対象外になります。）

東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）

様式第1号の2（第3条関係）

【新型コロナウイルス感染症に係る休業等に関する取組計画】

<p>取組項目</p>	<p>取組みを予定している該当の数字すべてに○をつけてください。 ※助言の内容は、助成金申請手続きに関するものに限りません。</p> <p>1 「雇用調整助成金」の特例措置（新型コロナウイルス感染症関係）に関する相談・助言（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）</p> <p>② 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に関する相談・助言（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）</p>
<p>申請理由</p>	<p>【専門家の助言が必要な理由（新型コロナウイルス感染症に係る休業等の状況）】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防による学校一斉休業により、保護者である従業員が休業を余儀なくされている。</p> <p>人材確保が困難な中で、雇用継続を図りたいが、無給の休業が一定期間継続した場合離職する従業員も発生する恐れがある。</p> <p>国の助成金を利用することにより、休業期間中の賃金を全額支給することで、雇用継続していく。</p>
<p>派遣専門家への助言希望内容、その他希望等</p>	<p>助成金制度の説明及び申請手続きへの助言</p> <div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p>・顧問の社会保険労務士を指名することも可能です。この場合、申請前に、直接申請企業が顧問の社会保険労務士の内諾をお取りいただき、氏名に続いて「(内諾済み)」と記入してください。</p> <p>・顧問契約業務に本事業の取組項目（上記1及び2）を含む場合、顧問の社会保険労務士を指名することはできません。</p> </div>
<p>特定の専門家(社会保険労務士)の希望の有無</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 → 氏名 <u> 〇〇 〇〇 (内諾済み) </u></p> <p><input type="checkbox"/> 無</p> <p>(上記で「有」の場合) 希望する社会保険労務士と顧問契約を締結していますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい → 顧問契約の写しを申請書と合わせて提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>